

# 山口県鳥獣保護区等概要図 令和6年度(2024年度)

◎メスキジ、メスマドリ、ツキノワグマは、令和9年9月14日まで、捕獲できません。

## 山口県鳥獣保護区等概要図

- この概要図は、省図尺、林道区等の位置と区域を示したものであり、万一、区域不明等に際しては、必ず、概図を参照するとともに関係所轄または関係自治体(市町村)事務所に、お問い合わせください。
- 山口県の鳥獣保護区等の境界等は、概図に示したとおりであり、詳細な境界等は関係自治体にお問い合わせください。

種または事務所名	所在地	電話番号	郵便番号
環境生活部自然保護課	山口市周町1-1	083-933-3050	753-8561
若狭森林事務所	若狭町三笠町1-1	0837-29-1657	740-8666
雄略	西条市北町2-3-8	0834-33-6463	740-0884
山口	山口市西田町0-1-0	083-922-0700	750-0864
美祿	美祿市元町町分3-4-19-3	0837-32-1071	730-2212
下関森林事務所	下関市豊田町分3-4-19-3	083-760-1182	750-0423
萩森林事務所	萩市江向分3-4-19-3	0838-22-3366	758-0841

凡 山口県鳥獣保護区等の開設時期は概ね下表のとおりです。(単位:年度)

区分	11月			12月			1月			2月			3月		
	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	
1	0:24	0:21	1:00	0:20	0:19	0:18	0:17	0:16	0:15	0:14	0:13	0:12	0:11	0:10	
2	0:17	0:16	0:15	0:14	0:13	0:12	0:11	0:10	0:09	0:08	0:07	0:06	0:05	0:04	
3	0:11	0:10	0:09	0:08	0:07	0:06	0:05	0:04	0:03	0:02	0:01	0:00	0:00	0:00	

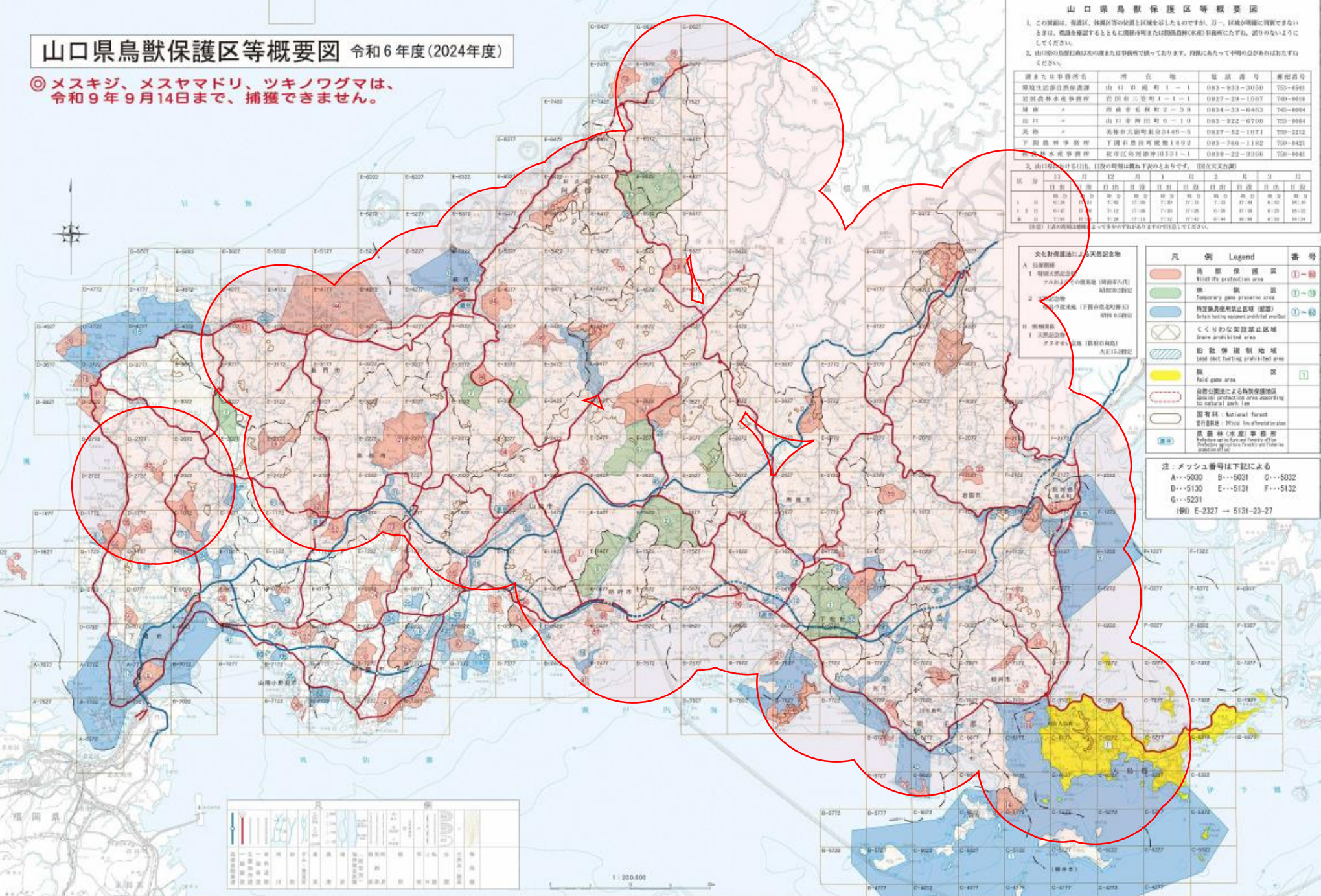
(注) 1. 上の表は概算値として示されています。2. 上の表は概算値として示されています。

- ### 文化財保護法による天然記念物
- 特別天然記念物
    - 山口県鳥獣保護区(若狭町元町)
  - 天然記念物
    - 山口県鳥獣保護区(下関市豊田町)
- ### 鳥獣保護法による天然記念物
- 山口県鳥獣保護区(若狭町元町)
  - 山口県鳥獣保護区(下関市豊田町)

### 凡例 Legend

凡例	番号
鳥獣保護区	①-⑧
仮鳥獣保護区	①-⑧
休鳥区	①-⑧
特定鳥獣利用禁止区域(鳥獣)	①-⑧
くくりわな架設禁止区域	①-⑧
鳥獣保護禁止区域	①-⑧
鳥獣保護区	①-⑧
鳥獣保護法による特定鳥獣保護区	①-⑧
国定公園	①-⑧
鳥獣保護法による天然記念物	①-⑧

注:メッシュ番号は下記による  
 A...5030 B...5031 C...5032  
 D...5130 E...5131 F...5132  
 G...5231  
 (例) E-2327 → 5131-23-27



種別	色	番号
鳥獣保護区	赤	①-⑧
仮鳥獣保護区	赤	①-⑧
休鳥区	緑	①-⑧
特定鳥獣利用禁止区域(鳥獣)	青	①-⑧
くくりわな架設禁止区域	白	①-⑧
鳥獣保護禁止区域	白	①-⑧
鳥獣保護区	黄	①-⑧
鳥獣保護法による特定鳥獣保護区	赤	①-⑧
国定公園	赤	①-⑧
鳥獣保護法による天然記念物	赤	①-⑧

1:200,000